



平成29年12月27日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

平成29年10月分 毎月勤労統計調査結果

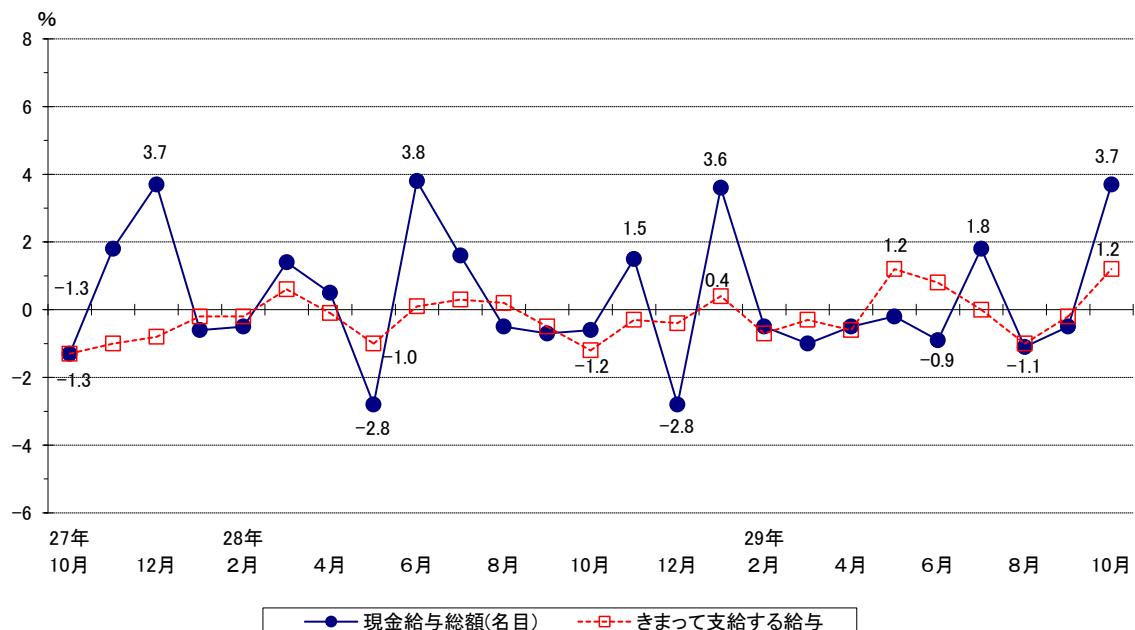
賃金

- ・10月のきまって支給する給与は、規模5人以上で242,784円、前年同月比6.9%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では263,150円、前年同月比1.2%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で251,362円、前年同月比8.1%増で、7ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では277,199円、前年同月比3.7%増で、3ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
	円		%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	251 362	86.8	3.1	8.1	242 784	0.1	6.9	224 561	6.4	18 223		8 578	2 979	
建設業	386 489	92.7	13.3	23.4	329 316	△3.1	12.2	312 864	9.7	16 452		57 173	37 531	
製造業	295 665	89.3	6.1	7.5	278 437	1.0	6.7	244 780	6.0	33 657		17 228	3 198	
卸売業、小売業	180 311	85.2	△4.6	8.1	179 866	△4.1	8.0	171 946	7.8	7 920		445	175	
医療、福祉	251 713	80.8	0.0	3.2	251 676	0.2	3.3	236 376	2.3	15 300		37	△ 190	
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	277 199	85.8	5.1	3.7	263 150	0.6	1.2	239 137	0.6	24 013		14 049	7 293	
建設業	502 086	130.2	57.4	52.1	311 314	△2.4	△5.8	304 174	△5.2	7 140		190 772	190 772	
製造業	314 751	86.4	6.1	4.6	293 134	0.3	2.6	254 714	1.7	38 420		21 617	6 236	
卸売業、小売業	169 789	87.6	△3.5	△0.3	169 680	△3.4	△0.5	162 131	0.3	7 549		109	76	
医療、福祉	292 227	82.8	1.5	1.8	292 167	1.5	2.0	269 367	△0.3	22 800		60	0	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



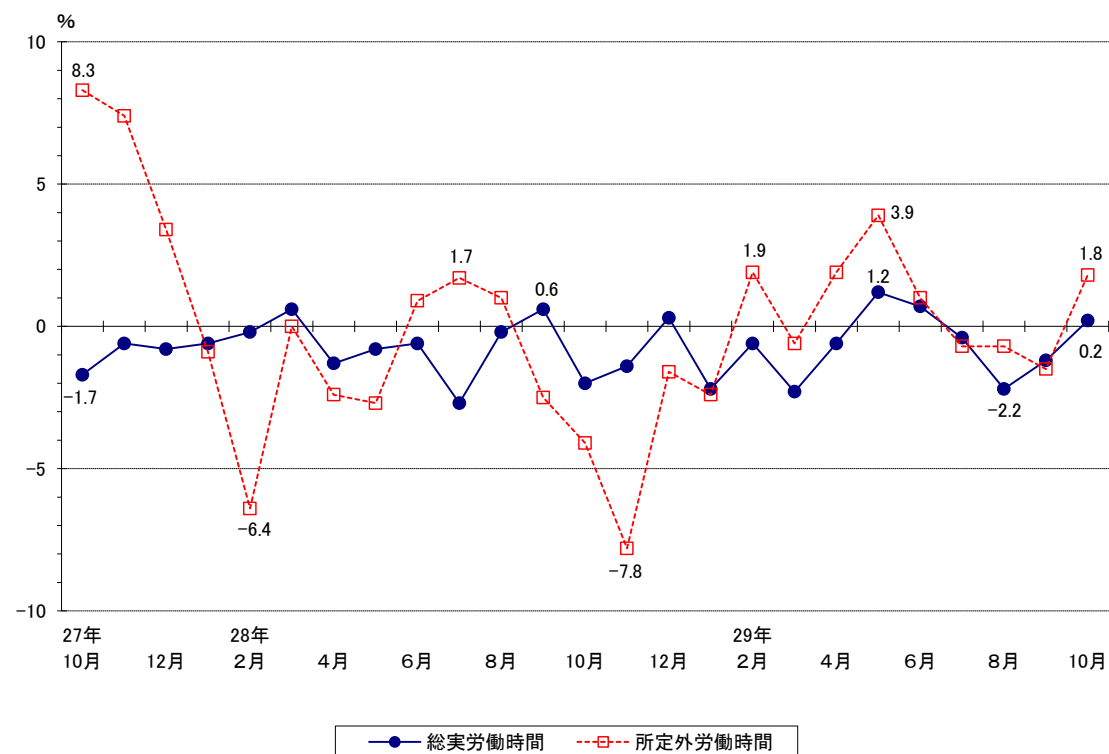
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で144.3時間、前年同月比2.7%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では150.3時間、前年同月比0.2%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.5時間、前年同月比6.3%増で、7ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では12.0時間、前年同月比1.8%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数			
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調 査 産 業 計	144.3	97.8	△1.4	2.7	10.5	△1.0	6.3	18.9	△0.2	0.3
建 設 業	167.6	99.1	△4.7	3.2	9.5	△15.9	93.3	21.2	△0.7	△0.2
製 造 業	170.0	101.6	△0.8	2.4	18.2	4.0	7.0	20.1	△0.4	0.2
卸 売 業、小 売 業	126.1	94.7	△4.0	3.5	5.9	△13.2	54.3	18.1	△0.3	△0.2
医 療、福 祉	134.5	98.0	△2.4	2.4	4.1	△4.7	3.4	18.6	△0.3	0.3
【事業所規模30人以上】										
調 査 産 業 計	150.3	99.2	△0.1	0.2	12.0	4.4	1.8	19.1	△0.1	0.1
建 設 業	157.8	100.4	△5.4	△7.3	5.9	△13.3	△31.7	20.4	△1.2	△1.3
製 造 業	170.9	100.7	△0.3	0.9	19.6	5.9	6.4	19.9	△0.2	0.1
卸 売 業、小 売 業	125.6	95.4	△4.7	△3.2	4.4	△8.3	△2.6	18.9	△0.7	△0.4
医 療、福 祉	141.3	99.6	△1.2	1.6	4.6	△2.1	1.2	18.6	△0.2	0.2

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で661,075人、前年同月比1.1%減で、6ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模30人以上では345,224人、前年同月比0.5%減で、6ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で28.2%となり、前年同月差0.9ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者				パートタイム労働者比率		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム労働者比率	パートタイム労働者比率前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	661 075	101.4	△ 0.7	△ 1.1	33.4	△ 4.7	1.65	1.71
建 設 業	43 683	116.4	△ 0.6	4.3	11.2	△ 4.5	0.70	1.28
製 造 業	172 066	98.1	△ 1.0	△ 0.6	15.7	△ 3.9	1.25	0.99
卸 売 業、小 売 業	103 670	97.8	0.6	△ 0.3	59.4	△ 3.6	2.36	1.71
医 療、福 祉	87 181	97.5	△ 1.2	△ 1.7	29.6	△ 4.9	1.19	2.38
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	345 224	99.5	△ 0.9	△ 0.5	28.2	△ 0.9	1.31	1.58
建 設 業	10 686	104.2	△ 0.3	4.0	15.8	△ 2.8	0.33	0.65
製 造 業	123 424	97.8	△ 0.2	△ 0.6	13.9	△ 0.7	0.84	0.69
卸 売 業、小 売 業	37 812	94.6	1.1	△ 1.0	68.8	0.6	1.82	0.78
医 療、福 祉	53 076	95.5	△ 1.3	△ 5.0	23.2	0.5	1.07	2.42

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

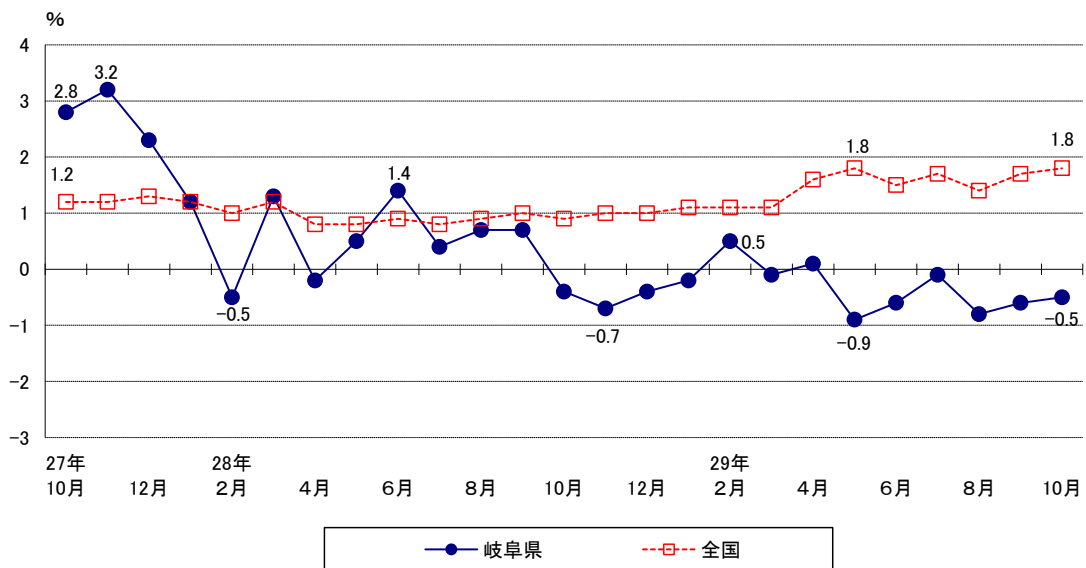
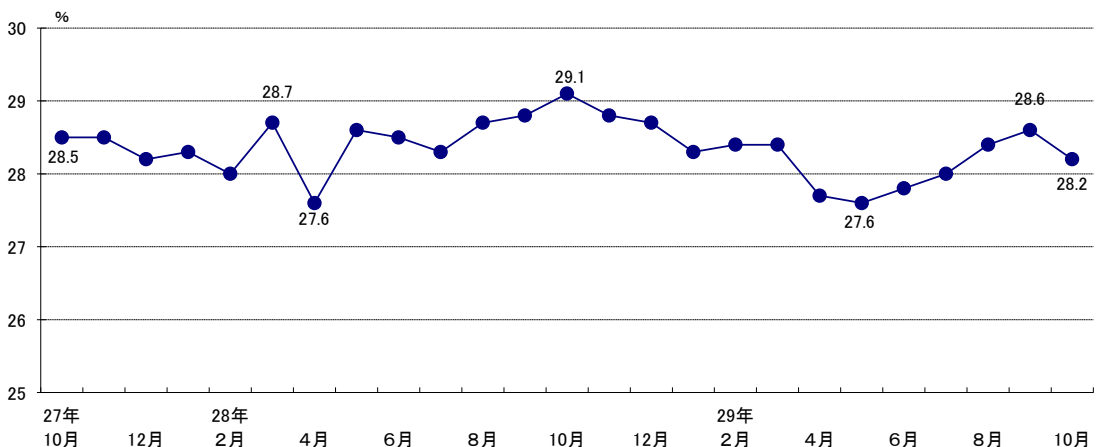


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分調査から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 6 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>